

役 場 か ら の お 知 ら せ

住民税務課

問い合わせ 住民税務課 国民健康保険係 まで

● 出産育児一時金についてのお知らせ

■ 出産育児一時金が増額されます！

緊急の少子化対策として平成21年10月1日より平成23年3月31日までの暫定措置として、全国一律に出産育児一時金が4万円引き上げられます。

☐ 産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合 → 42万円

☐ 産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合 → 39万円

※平成23年4月1日以降については、今後検討される予定です。



■ 事前に多額の現金等を準備する必要がなくなります！

分娩機関から請求される出産費用については、医療保険者から分娩機関に出産育児一時金を直接支払うことになります。(直接支払制度)

☐ 出産費用が出産育児一時金の額を超えた場合は、その差額を分娩機関にお支払いいただきます。

☐ 出産費用が出産育児一時金の額未満で収まった場合は、その差額を医療保険者に請求することができます。

※直接支払制度の利用を希望されない場合は、従来どおり出産費用をいったんお支払いいただき、その後医療保険者に出産育児一時金を請求する方法を利用することもできます。

住民税務課

問い合わせ 住民税務課 住民税係 まで

● 10月より公的年金からの住民税の引き落としが始まります

平成21年10月支給分の公的年金からの住民税(町民税・県民税)の引き落とし(公的年金の特別徴収)が始まります。

(公的年金の特別徴収)とは、「年金保険者(社会保険庁等)が住民税を年金から引き落とし(天引き)して町へ直接納入する」ことです。

(例)公的年金分住民税が平成21年度、平成22年度も、年6万円の場合の平成21年度及び平成22年度の納め方です。(なお、平成23年度以降も前年度と同様の納め方になります)

○ 平成21年度の納め方

21年度	納付書で納める(口座振替)		公的年金特別徴収(年金からの引き落とし)		
月	21年6月	8月	10月	12月	22年2月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

○ 平成22年度の納め方

22年度	公的年金特別徴収(年金からの引き落とし)					
月	22年4月	6月	8月	10月	12月	23年2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	※22年2月と同じ額			22年度年税額の残りの1/3ずつ		